


【文例1】

茨城県最低賃金改正

1. 茨城県最低賃金は令和3年10月1日（金）から
「時間額 879円」になりました。

問合せ先：茨城労働局賃金室

電話 029-224-6216

[茨城県の最低賃金](#) [茨城労働局](#) [検索](#) 

2. 最低賃金引上げに向けた事業者（特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業・小規模事業者）への支援策については、

(1) 専門家による無料相談窓口

相談窓口：茨城働き方改革推進支援センター

電話 0120-971-728

(2) 業務改善助成金

問合せ先：上記センター又は

茨城労働局雇用環境・均等室

電話 029-277-8294

【文例 2】

茨城県最低賃金が「時間額 879 円」に改定されました

茨城県最低賃金は、


令和 3 年 10 月 1 日（金）から時間額 879 円（28 円引上げ）

に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室（電話 029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

茨城県の最低賃金 茨城労働局

検索 

.....

最低賃金引上げに向けた事業者（特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業・小規模事業者）への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

1. 専門家による無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

2. 業務改善助成金

お問合せは、上記センター又は、

茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294）